

資産運用の読み物



経済・投資のあんちょこ

VOL.19

投資信託の利益は、確定申告をしたほうがいいのか？

今回の話題

毎年2月中旬から3月中旬にかけては、確定申告の季節です。確定申告とは、前年の1月1日～12月31日までの1年間に得られた所得を計算し、その年の納税額を確定させる制度です。ということは、もし投資信託で利益が出ていたら、誰でも確定申告をしたほうがよいのでしょうか？

条件によって、申告の要否は異なる

- 投資信託で得られる利益には、保有中に発生する分配金(※)と売却時に発生する譲渡益の大きく2つがあります。前者の分配金については、受取時に源泉徴収されるため確定申告は不要で、税率は20.315%です。
- 譲渡益は、口座によって異なります。「特定口座・源泉徴収あり」なら申告不要ですが、「特定口座・源泉徴収なし」および「一般口座」の場合は原則必要です。「NISA口座」は、分配金および譲渡益が非課税のため、申告不要です。
- 確定申告をしたほうがいいケースもあります。例えば、他の金融機関でも投資信託など有価証券を保有しているなら損益を合わせられます。損益相殺後の利益額によって、最終的に税金が減額(還付)または納税不要となる可能性があります。
- 譲渡損失の場合も、確定申告で繰り越せば、翌年以降の税額に反映することが可能です。

■ 投資信託の利益と確定申告の要否

		保有中の利益	売却時の利益
投資信託の利益		分配金(※)	譲渡益 (解約・償還・買取益)
特定口座	源泉徴収あり	不要	不要
	源泉徴収なし		原則必要
一般口座		不要	原則必要
NISA口座		不要	不要

その他確定申告をしたほうがいいケース

- ・他の金融機関で保有する投資信託など有価証券と損益を合わせたい場合。
- ・譲渡損失を繰り越したい場合。

(注)課税上の取扱いの詳細は、税理士・税務署等にご確認ください。

※分配金は、普通分配金のみ課税。特別分配金は非課税。

Point

**確定申告の必要性は、口座の種類によって異なります。
また、確定申告をすると最終的な納税額が少なくなる場合もあります。**

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。